

令和5年 第1回定例会

令和5年 2月28日 15日間

南信州広域連合議会会議録

南信州広域連合事務局

令和5年南信州広域連合議会第1回定例会

会 期

会 期 自 令和5年2月14日（火） 15日間
至 令和5年2月28日（火）

日 程 表

月日	曜日	日 程	頁
2.28 (開会日)	火	開 議 日程第 1 会議成立宣言 " 第 2 会議録署名議員指名 " 第 3 一般質問 " 第 4 議案審議 (1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論及び採決 (2) 追加議案 発委第1号から発委第2号まで 説明、質疑、討論及び採決	6 6 6 14 19
		閉 会	28

付議議案及び議決結果一覧表

《条例案件》

議案番号	議案名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
議案第1号	南信州広域連合に係る市町村の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について	2月14日	2月28日	可決	15

《予算案件》

議案番号	議案名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
議案第2号	令和4年度南信州広域連合一般会計補正予算(第5号)案	2月14日	2月28日	可決	19
議案第3号	令和4年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算(第2号)案	2月14日	2月28日	可決	16
議案第4号	令和4年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算(第1号)案	2月14日	2月28日	可決	16
議案第5号	令和5年度南信州広域連合一般会計予算(案)	2月14日	2月28日	可決	19
議案第6号	令和5年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計予算(案)	2月14日	2月28日	可決	15
議案第7号	令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算(案)	2月14日	2月28日	可決	16
議案第8号	令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算(案)	2月14日	2月28日	可決	16

《委員会提出案件》

議案番号	議案名	上程月日	議決月日	結果	議決頁
発委第1号	南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例の制定について	2月28日	2月28日	可決	22
発委第2号	天竜川地域の総合的な治水対策に向け最大支流三峰川の治水事業促進を求める意見書の提出について	2月28日	2月28日	可決	28

一般質問の質問事項

順 序	発言通告者	質 問 事 項	頁
10	坂 卷 秀 高	<p>1 (仮称)南信運転免許センターの新設と飯田創造館の閉館について</p> <p>(1)飯田創造館の閉館に至った経緯と経過は。</p> <p>①施設利用者、指導者、館内職員を当事者とすれば応える者がいない。当事者不在ではなかったか。</p> <p>②県の考え方として存続は不要としたのか。</p> <p>(2)運転免許センターの規模と計画は。</p> <p>①飯田創造館は、敷地内でも川沿いの片隅に位置しており計画では邪魔になるのか。</p> <p>②現在の検討状況は。</p> <p>(3)今後の対応として、飯田創造館の代替えをどこで担うのか。</p> <p>①社会と教育のつながりを果たす社会教育こそ伝統文化継承と生きがいを見出す機会であり、飯田創造館の果たしていた役割をどこが担うのか。</p> <p>②飯田創造館を相続させる取り組みを行う考えはないか。</p> <p>③飯田創造館は、この地域の文化活動に重要な役割を果たしてきており、今後の受け皿が必要と考えるがどうか。</p>	6

令和5年第1回定例会

南信州広域連合議会会議録

令和5年2月28日

南信州広域連合事務局

令和5年南信州広域連合議会第1回定例会会議録

(第2号)

令和5年2月28日(火曜日)

午前10時00分 開議

開 会

日 程

開 議

第 1 会議成立宣言

第 2 会議録署名議員指名

第 3 一般質問

第 4 議案審議

(1) 委員会付託議案

委員長報告、質疑、討論及び採決

(2) 追加議案

発委第1号から発委第2号まで

説明、質疑、討論及び採決

閉 会

出席議員 33名

(別表のとおり)

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

(別表のとおり)

日程第 1 会議成立宣言

○議長（井坪 隆君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和 5 年南信州広域連合議会第 1 回定例会を開会いたします。

現在の出席議員は 33 名でございます。よって、本日の会議は成立いたしております。これより本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員指名

○議長（井坪 隆君） 会議録署名議員に永井一英君、原 和世君を指名いたします。

次の日程に進みます。

日程第 3 一般質問

○議長（井坪 隆君） これより、一般質問を行います。

一般質問は 1 名の通告がありました。

一般質問につきましては、一問一答方式とし、質問及び答弁を合わせて 40 分以内とすることになっておりますので、質問、答弁とも簡潔、明瞭に願い、会議の進行に御協力くださるようお願いいたします。

また、質問は所定の質問席にてお願いいたします。

それでは、発言を認めます。

坂巻秀高君。

○10 番（坂巻秀高君） 皆様、おはようございます。10 番、坂巻でございます。

最初で最後の質問になるんじゃないかなとそういう思いでおりますけれども、春の兆しを感じる今日になりましたけれども、今日は最高気温が 15 度になるように聞いております。また、現状、コロナが心配されておりましたけれども、5 月連休あたりには 5 類相当になるようなことを聞いておりますし、ようやく経済や日常に明るい兆しが垣間見えてまいりました。2 月という月がこれほど短いとは思いませんでしたけれども、トルコ、シリアで大きな地震が発生し、推定 5 万人が犠牲となるなど大変な事態となっている中、ウクライナ侵攻ももう 1 年を過ぎ、終息を向かえることなく今日に至っていること、またミャンマーの内戦についても地球のうめき声、叫び声に耳を傾け、自然災害も今や人災ではないかと心配の種は尽きません。平和と安寧を心から祈るばかりであり

ます。

さて、私の質問であります。配付のとおりであります。少し趣旨を申し上げます。

運転免許センター新設、とりわけ即日交付に関しては長い間の期待と要望で実現されますことに対して大歓迎であり、運転免許センター新設に反対するものでないことを最初に申し上げておきたいと思えます。

北高南低と言われる県政において、とりわけ教育県から学びで高める自治をうたい、学習県にシフトしている今日において、昭和54年以来担ってきた飯田創造館が閉鎖されることには飯田下伊那、とりわけ利用者65教室の指導者も含め、さみしい限りであり、なぜという寝耳に水であり、得心のいかないところであります。コロナ禍にあって年間延べ7万人の利用者がおり、そんな思いを代弁して質問したいと思えます。こうした問題は既に過去の話であるとする、次のステージに向かっているから水を差すような問題だとされては禍根を残すものであります。政治、行政は歴史が検証すると思わされるのであります。

さて、本題の配付のとおり質問に入ってまいりたいと思えます。

大きな一つ目、飯田創造館の閉館に至った経緯と経過はというところでお聞きをしてまいりたいと思えます。

一つ目は、施設利用者、指導者、館内職員を当事者とすれば応える者が現在いません。当事者不在でこの課題が進められたのではないかと、そういう疑問がありますのでお答えをいただきたいと思えます。

○議長（井坪 隆君） 執行機関側の答弁を求めます。

吉川局長。

○事務局長（吉川昌彦君） それでは、私のほうから、初めに飯田警察署と（仮称）南信運転免許センター及び飯田創造館の閉館につきまして、これまでの経緯等を申し上げたいと思えます。

この地域への運転免許センターの設置に向けた取組みにつきましては、今、議員からも御紹介があったとおり、遡りますと平成24年に広域連合議会が長野県へ意見書を提出したことがスタートでございまして、その後、設置を求める取り組みを行うとともに、圏域内や県との様々な協議、調整を行ってきたところでございますけれども、令和元年6月に長野県警察本部より運転免許センターは飯田警察署の改築に合わせて整備をしたいという意向が示されたところでございます。南信州広域連合ではその方向を確認をいたしまして、設置場所などの検討を進め、現在の飯田警察署とその周辺を設置場所とし

て希望することを確認いたしましたして、昨年3月28日に県警本部長と長野県知事に対し、要望書を提出いたしました。これに対し、昨年10月20日に県から要望書の内容どおり対応したいという回答が示されたところであります。また、その回答の中で、知事より飯田創造館閉館の方針について言及がされたというのが経過でございます。

○議長（井坪 隆君） 坂巻君。

○10番（坂巻秀高君） 10番、坂巻です。

利用者にとっては大変トップダウンで行われたんじゃないかなということで、前段申しましたとおり、なかなか得心の行かないところなんですけれども、次の2番に移りたいと思います。

県の考え方としてなぜ創造館は不要とした結果になったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（井坪 隆君） 佐藤連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） 私のほうから、承知している範囲で県の考え方を申し上げたいと思います。

まず、大前提として知事も別の機会というか、創造館を直接のテーマにした会合ではありませんでしたけれども、その会合の中で創造館についての考え方を問われた際に、この創造館ができて以来、今日まで活動を続けてこられたその皆さんに対しての敬意、敬意というのは敬う気持ちですね、そういったものを持っているということで前置きをされた後で、その上で今回先ほど申し上げたような経緯で創造館については廃止をするという、そういう判断に至った。そのことについては、非常によく考えた上での御判断だったというふうに私は受け止めています。そういった中で県のおっしゃっている閉館の理由ということで、一つ、県の文化行政の考え方として地域の皆さんが中心になって利用している施設、これについては地域のほうに任せていく、そういった形にしていきたい。その上で県は広域的、専門的な施策に注力をしていきたい、そういうふうを考えている。これが大きな方針ということになります。

それから、個別具体的な今回の話でいえば、敷地の面積が限られている中で警察署と運転免許センターを改築、設置をし、また風越公園の機能を確保する、こういったことで考えたときに創造館については閉館せざるを得ない、そういう判断をしたというふうにお聞きをしています。検討過程では、県としても先ほど申し上げたように、創造館がこれまでこの地域の文化の創造に果たしてきた役割というのは十分認識をした上で苦渋の決断をされたというふうに推察をしております。

○議長（井坪 隆君） 坂巻秀高君。

○10番（坂巻秀高君） 10番、坂巻です。

大変、所管外であり、何といたしましょうか、国会の答弁ではありませんけれども、所管外であり、気球に聞いてくださいなんていうところでお答えにくいところも多々あるかと思えますけれども、県が自主的というところで地域で解決していくというような誘導をされていくようではありますけれども、それにしてもその引継ぎということも肝心になりますので、何とか猶予期間なりそういったところで2023年閉館ということで決まっておりますけれども、まだ少し時間がありますので、ぜひ広域連合として何かそういったところで連携を持たせていただければありがたいと思います。

それでは、大きな2番に移りたいと思います。

運転免許センターの規模と計画についてはというところで、①の飯田創造館は、敷地内でも川沿いの片隅に位置しており、計画では邪魔者というか川沿いそのもの、片隅そのものでありますので、どういった意味で閉館に対してはどんな計画でおられるのかその辺もお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井坪 隆君） 佐藤連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） 今回、隣接する風越公園も含めた現地で建て替えを行う、これが最善の選択であるということで、場所としてはあの位置に決めるということになったわけですが、その際に必要な駐車場をしっかりと確保できるかどうか、これが一つの大きな観点というか重要な観点になったというふうにお聞きしてはありますが、その限られた敷地の中で駐車場の配置をしっかりと取り、また風越公園の機能もできる限り残す、そういう形で考えたときに現在の創造館については建物を廃止をし、配置をしたいというのが県の方針というふうにお聞きをしています。

建物自体が古いということや立地が非常に崖地というか高低差のあるところに建っているということも含めて存続することが難しいという御判断をされたというふうに理解をしていますけれども、先ほど申し上げましたように、廃止ありきで考えたというよりは限られた面積の中でいろいろなことを考えたときに、建物としての存続も難しいなどというふうに御判断されたというふうに理解をしています。

○議長（井坪 隆君） 坂巻秀高君。

○10番（坂巻秀高君） 10番、坂巻です。

ありがとうございます。これは、運営そのものはもちろんですけれども、建物自体もこれ、解体に至るんでしょうか。その辺が分かればお聞きしたいんですけども。

○議長（井坪 隆君） 佐藤連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） 先ほど申し上げましたように、建物自体も非常に古いということ、また立地している場所も厳しい場所にあるということも含めて建物を今回は解体して、敷地を確保して、公園の機能の確保も合わせて警察署と運転免許センターを立地し、駐車場を確保して風越公園の機能を確保してというそういうふうには計画をしておられるということなので、建物自体を解体するというので計画を今しておられるというふうに理解をしています。

○議長（井坪 隆君） 坂巻秀高君。

○10番（坂巻秀高君） 10番、坂巻です。

現在の検討状況はということで重なる部分も多いと思いますけれども、現状では警察署関係で6,000平米、それで公園と創造館関係で1万7,000平米の区分けというか同じ県政でありながら文化政策課と警察署関係で分かれておりますけれども、現在その面積割合とか公園化なんかもどんなふうに計画されるかというところで②番の現在の検討状況をお聞きしたいと思います。

○議長（井坪 隆君） 佐藤連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） 具体的な配置計画といったようなことは、まだ我々のほうにも示されていないわけですが、令和5年度に建設計画の前提となる地盤調査を行うということで、先般、4年度の補正予算の中でその予算が計上されたということになっています。それ以降の設計などの具体的な建設計画の時期についてはまだ決まっていなくて、利用者団体の皆さんとの協議をまずは優先して行うということで県のほうで今、説明会や個別の団体の皆さんとの調整を行っているというふうに承知をしています。

飯田市のほうではアクセス道路になります市道改良のための説明会等を行っておりますけれども、今後、県から移管をされることになります風越公園の再整備について市としてやっていることというのは地元の皆さんとの協議ということで今後県警との協議にも入っていくことになるというふうに承知をしています。

○議長（井坪 隆君） 坂巻秀高君。

○10番（坂巻秀高君） 10番、坂巻です。ありがとうございます。

それでは、大きなほうの3番の今後の対応として、飯田創造館の代替をどこで担うかということに入ってまいりたいと思います。

①番のところですが、社会と教育、もちろんですが学校教育を離れての社会教育の果たす社会教育こそ伝統と文化継承と生きがいを見出す機会であり、飯田創

造館の果たしてきた役割をどこで担うかというところでお伺いをしたいと思います。

○議長（井坪 隆君） 佐藤連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） 先ほど、知事のお考えというか意識、認識も御紹介しましたが、開館以来43年を経過をするこの中で連綿と想像、文化活動を続けてこられた皆さんのこれまでの活動については県としても評価をしておりますし、我々というか地元としてもそのことについては何とか活動を続けていっていただけるように場所の確保をしたいということで考えているわけであります。

県の文化行政をそのまま広域連合が担うということは難しいわけですが、県の大きな方針として地元を中心に活躍、活動しておられる皆さんの活動については地元がサポートする体制にしてほしいという意向を持っておられるわけですので、そういった意味で広域連合、それから関係市町村が協力をして活動している皆さんの活動場所を確保するという形で活動が継続できるように、引き続き努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（井坪 隆君） 坂巻秀高君。

○10番（坂巻秀高君） 10番、坂巻です。ありがとうございます。

少し、管轄外と所管外がいろいろあって、連合長の回答の声もトーンが何か沈んでおって、こっちも沈みがちになっちゃいますけれども、どこが担うかというところで広域連合では難しいのでしょうか。

それと、市として、飯田市さんでやられた場合に、取り巻きの町村は市民ではないので、費用負担だとかそういうことも絡んで参加者やそういった自主的活動が促されるということですが、なかなか消極的になって、活動自体が消えていくようなそんなことを心配するわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（井坪 隆君） 佐藤連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） まず、飯田市も含めて各町村のそういう、例えば公民館をはじめとする公共施設の利用については、市民だから、住民じゃないからという特別なそういう扱いをするというよりは、ちゃんと、例えば公民館であれば登録団体という形で登録をしていただければ、実際にそれを利用している方々が町村の方々含まれていても、飯田市内の公共施設については登録団体の利用者として、別に区別することなく御利用いただいているということなので、今後もちろんそういうことですし、先ほど申し上げたように、活動が続けられるようにということなので、例えばこれまでのルールだとなかなか難しいというところがあるとすれば、そういったルールを少し見直すこと

も含めて、今、関係市町村で受け入れ先の場所の確保ということは今、努力をしているという状況です。ですので、御懸念のようなお住まいの市町村が違うので活動が難しくなるということは、心理的などころはなかなかあるのかも分かりませんが、少なくとも利用のルールとしてそれが使いづらくなるということのないように、そこは関係市町村でしっかりやっていきたいと思えます。

広域連合として何ができるのかというところについては、まだ我々も具体的な材料を持ってないんですけれども、今、県のほうで利用団体の皆さんとの調整といいますか利用状況とか活動状況を伺っていると聞きしていますし、そこには市の教育委員会の職員も同席して実態と一緒に把握、共有しながらどういったところで活動できるのかということは今考えておりますので、繰り返しになりますけれども県と、それから広域連合と、それから関係市町村が協力をして活動をしている皆さんの場所の確保について最大限の努力をしていきたいということで考えております。

○議長（井坪 隆君） 坂巻秀高君。

○10番（坂巻秀高君） 10番、坂巻です。ありがとうございます。

2番、3番と重複しそうですけれども、あえて②についてお聞きします。飯田創造館は、再確認の意味でお聞きしますけれども、存続させる取組みを行う考えはというところで、今もお答えがあったかと思えますけど、もう一度お答えをいただきたいと思えます。

○議長（井坪 隆君） 佐藤連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） 先ほども御答弁で申し上げましたように、県の大きな方針として各地域での活動については各地域のほうに任せていきたい。広域的、専門的な部分について県の行政としてやっていきたいと、そういう方針を出しておられますので、それに代わって創造館については存続をということなかなか申し上げるわけにはいかない環境ではないかというふうに思っています。

そういう中で何とか活動している皆さんの活動が存続できるように、継続できるように我々としては最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えてます。

○議長（井坪 隆君） 坂巻秀高君。

○10番（坂巻秀高君） 10番、坂巻です。ありがとうございます。

それでは最後になりますけれども、3番の、飯田創造館は、この地域の文化活動に重要な役割を果たしてきており、今後の受け皿は必要と考えるかどうかというところで、今言われたとおりですけれども、その辺も再確認でもう一度お願いしたいと思えます。

○議長（井坪 隆君） 佐藤連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） その創造館がこの地域の文化の創造に果たしてきた役割というのは、私ども行政としても高く評価をしていますし、私も昨日まで行われておりました創造展のほうにも足を運んでみましたけれども、非常に多種多様な活動をしておられる皆さんが、1年間の集大成として発表されておられるその内容というのは非常に素晴らしいものがあって、改めて創造館を中心として活動しておられる皆さんのその文化活動、創造活動について素晴らしいなというふうに認識を改めて思ったところでもあります。そういった皆さんの活動が継続できるようにしていきたいというのは願いとしては一緒ですので、広域連合して、関係市町村としてしっかりできることを最大限やっていくということでおります。

代わりに施設整備をとすることを考えて、今の時点では県のほうに申し上げる段階がないんですけれども、最初に議員の御発言の中に、北高南低というお話ありましたが、その認識については本当に我々もずっと持っているわけでありまして、その県税での施設バランスを考えたときに、この地域にそういう施設整備が必要ではないかということについて、今後改めて県に対してはしっかり申し上げていきたいというふうに思います。

○議長（井坪 隆君） 坂巻秀高君。

○10番（坂巻秀高君） 10番、坂巻です。ありがとうございます。

創造館、昭和54年から手を差し伸べてこられた、手を引かれるということだと本当に悲しい限りです。質問に対してもなかなかやりとり上手にできませんでしたが、時代とともにDXだとかICTももちろんですけれども、古き良き伝承すべきものも社会教育で、この飯田下伊那、そのリニア開通とともにその辺は大事にしていかなければならないと思いますけれども、ぜひ、ボトムアップと申しましょうか、県民の声をどうしたら届けられるかというところで広域連合の役割、それから各構成市町村ももちろんですけれども、トップダウンで物事を進めていくっちゃうのはスピード感、確かに必要かと思いますが、教育についてはボトムアップで声を拾えるような体制づくりをぜひ連合議会として持っていただけるようお願いして、これをもう一度お聞きして質問を終わりたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（井坪 隆君） 佐藤連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） いろいろな物事を動かしていくときにトップダウンが必要なときもあれば、しっかりとボトムアップしていくことが必要なときもあります。今回の創造館の件については利用団体の皆さんが現に、今、活動しておられるわけですから、その皆さんの活動が継続できるようにしていくということが一番大事なところだと思います。

すので、そのたびにできる努力というのを我々広域連合、それから関係市町村でしっかりやっていきたいというふうに思います。

これからまたいろいろな違う課題も出てまいりますけれども、しっかりと住民の皆さんの声をお聞きしながら進めていく、そういった姿勢で広域連合、各市町村、行政を運営していきたいというふうに思います。

○議長（井坪 隆君） 坂巻秀高君。

○10番（坂巻秀高君） ありがとうございます。

なかなかやり取り、やりにくかったかと思えますけれども、ぜひ飯田下伊那の気持ちをぜひ捉えていただいて、前向きな取組みをぜひお願いして、質問を終わりたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（井坪 隆君） 以上で、坂巻秀高君の一般質問を終わります。

次の日程に進みます。

日程第4 議案審議

○議長（井坪 隆君） これより、議案審議に入ります。

◇ 議案第1号 南信州広域連合に関係市町村の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定について

去る、2月14日に各常任委員会へ付託し審査を願うことにいたしました議案8件について、審議を願うことにいたします。

初めに、議案第1号及び議案第6号の以上2件を一括議題とし、総務産業委員会の報告を求めます。

総務産業委員長、竹村圭史君。

○総務産業委員長（竹村圭史君） 総務産業委員会の付託となりました議案2件につきましては、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

審査の概要について申し上げます。

初めに、議案第1号、南信州広域連合に関係市町村の条例を準用する条例の一部を改正する条例の制定についての審査では、当該議案に関連して職員の定年延長にも関わることだが、今後の新卒採用の考え方はとの質疑があり、広域連合の事務職は市町村からの派遣や退職した市町村職員の再任用を行っており、新規採用予定はないが、今後

竜水園の専門職などは考えられる。また、広域消防では、今後、高森署の改築を予定しているが、将来的に他署の改築を順次考えていく中、遠方の村での現場対応をどうするかを考えていく必要がある。消防の定数を含め、全体像を長期的に考えていくとの答弁がありました。また、個人情報保護の条例に関し議会の扱いはどうかとの質疑があり、議会運営委員会でも協議されているが、今回の条例には機関として議会は含まれないため、本条例とは別に議会の条例として閉会日に上程される予定と伺っているとの答弁がありました。

◇ 議案第 6 号 令和 5 年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計予算案について

議案第 6 号、令和 5 年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計予算案については、特に申し上げることはございません。

以上で報告を終わります。

○議長（井坪 隆君） ただいまの委員長報告につきまして、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ討論を終結いたします。

これより、議案第 1 号及び議案第 6 号の以上、2 件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案 2 件につきまして、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） 御異議なしと認めます。

よって議案 2 件は委員長報告のとおり、決定いたしました。

◇ 議案第 3 号 令和 4 年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第 2 号）案

議案第 4 号 令和 4 年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第 1 号）案

議案第 7 号 令和 5 年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）

議案第 8 号 令和 5 年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算（案）

○議長（井坪 隆君） 続いて、議案第3号、議案第4号、議案第7号及び議案第8号の以上4件を一括議題とし、消防環境委員会の報告を求めます。

消防環境委員長、熊谷靖人君。

○消防環境委員長（熊谷泰人君） 消防環境委員会に付託となりました議案第3号、令和4年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計補正予算（第2号）案、議案第4号、令和4年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計補正予算（第1号）案、議案第7号、令和5年度南信州広域連合飯田広域消防特別会計予算（案）及び議案第8号、令和5年度南信州広域連合稲葉クリーンセンター特別会計予算（案）の4件につきましては、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

審査の概要については、特に申し上げることはございません。

以上で報告を終わります。

○議長（井坪 隆君） ただいまの委員長報告につきまして、御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ討論を終結いたします。

これより議案第3号、議案第4号、議案第7号及び議案第8号の以上4件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案4件について、委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案4件は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◇ 議案第2号 令和4年度南信州広域連合一般会計補正予算（第5号）案について
議案第5号 令和5年度南信州広域連合一般会計予算（案）の審査の概要について

○議長（井坪 隆君） 次に、議案第2号及び議案第5号の以上2件を一括議題といたします。

これらの議案は、各常任委員会へ分割付託されておりますので、委員会ごとに審査結果

の報告を求めます。

初めに、総務産業委員会の報告を求めます。

総務産業委員長、竹村圭史君。

○総務産業委員長（竹村圭史君） 議案第2号及び議案第5号のうち、総務産業委員会の分担となりました部分につきましては、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

初めに、議案第5号、令和5年度南信州広域連合一般会計予算（案）の審査の概要について申し上げます。

2款1項3目、リニア地域づくり推進費の審査の中で、地方版図柄入りナンバープレート推進事業費の具体的な内容は何か。また、事業の今後の進め方はどの質疑があり、今年1月から2月にかけて、御当地ナンバー導入に関する第2回目の住民アンケート調査を行い、現在集計しているところである。

今後、各市町村議会の御意見をお聞きして、各自治体で導入するかどうかを判断し、今年3月に国に正式に申請を行う。また、導入することとなった場合、令和5年度は図柄の検討を行い、12月には図柄の申請を行う予定である。予算は、図柄の選定に要する費用であるとの答弁がありました。

また、2款1項7目、産業振興と人材育成の拠点事業費の審査の中で、委託料4,000万円の内訳は何かとの質疑があり、エス・バードの person 費と施設管理に要する費用であるとの答弁がありました。

また、信州大学共同研究講座コンソーシアム事業費について、航空機システム共同研究講座に関してMRJ撤退の報道もあったようだが、この事業の内容はどの質疑があり、この事業は、我が国の航空機産業の人材育成を行うものであり国産ジェット航空機の開発断念の報道があったことは残念であるが、直接影響を受けるものではないと考えているとの答弁がありました。

また、議案第2号、令和4年度南信州広域連合一般会計補正予算（第5号）案については、特に申し上げることはございません。なお、委員会の中で委員から天竜川流域の総合的な治水対策に向け、最大支流三峰川の治水事業促進を求める意見書を国に提出したい旨の発言があり、審査の結果、可決することといたしました。これを受けまして、総務産業委員会からの発議により、関係行政庁に対する意見書案を備えた委員会議案、天竜川流域の総合的な治水対策に向け、最大支流三峰川の治水事業促進を求める意見書の提出についてを本日提出いたしますので、申し添えます。

以上で報告を終わります。

○議長（井坪 隆君） 続いて、医療福祉委員会の報告を求めます。

医療福祉委員長、木下徳康君。

○医療福祉委員長（木下徳康君） 議案第2号及び議案第5号のうち、医療福祉委員会の分担となりました部分につきましては、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号、令和5年度南信州広域連合一般会計予算（案）の審査の概要について申し上げます。

3款1項14目、在宅医療介護連携推進事業費の審査の中で、人生会議の動画配信の内容は何かとの質疑があり、動画は市町村で行っている人生会議の講演等の様子をまとめたものであり、厚生労働省の動画とともに広域連合のホームページから多くの方が閲覧できるよう整備を進めたいとの答弁がありました。また、介護の仕事相談会をどのように進めていくかとの質疑があり、開催は年2回計画しており、初回は6月に、来年度卒業する学生を対象として若い世代が介護職に興味を持てるように介護ロボットなど最新の技術に触れられる体験型相談会として進めていきたいとの答弁がありました。

また、3款2項4目、看護師等確保対策事業費審査の中で医師会からの負担金の金額は取り決めにより決定しているのかとの質疑があり、医師会には400万円を上限として負担していただいているとの答弁がありました。また、事業費の増減について質疑があり、2年生や3年生など修学途中から本制度を活用する学生もいるため、貸付年数が様々である。そのため、新規修学生が確定した際に補正予算で対応させていただいるとの答弁がありました。

議案第2号、令和4年度南信州広域連合一般会計補正予算（第5号）案については、特に申し上げることはございません。

以上で報告を終わります。

○議長（井坪 隆君） 続いて、消防環境委員会の報告を求めます。

消防環境委員長、熊谷泰人君。

○消防環境委員長（熊谷泰人君） 議案第2号及び議案第5号のうち、消防環境委員会の分担となりました部分につきましては、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

初めに議案第5号、令和5年度南信州広域連合一般会計予算（案）の審査の概要について申し上げます。

4款1項1目、ごみ中間処理施設清掃総務費の審査の中で一般管理費委託料について小学生の環境学習を行うとのことだが、何校で何人か。また告知方法はどの質疑があり、令和5年度は3日間で6校程度の予定である。過去の実績から平均で学校当たり20名前後である。各市町村の衛生担当者を通じて各学校に周知をしているとの答弁がありました。また、予定校数、定員を超過した場合はどうかとの質疑があり、受託している業者と当方のスタッフ側に限りがあるため、次年度に開催してもらうなど学校側でも調整をさせていただいているとの答弁がありました。

続いて、4款1項3目、ごみ中間処理施設ごみ処理費の審査の中で、残渣処分委託料について、残渣のその後の処理方法はどの質疑があり、群馬県の最終処分場で埋立処理を行っている。なお、今年度で受入れができなくなるため、令和5年度からは福島県の最終処分場で処分することとしているとの答弁がありました。

議案第2号、令和4年度南信州広域連合一般会計補正予算（第5号）案については特に申し上げることはございません。

以上で報告を終わります。

○議長（井坪 隆君） ただいまのそれぞれの委員長報告につきまして御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ討論を終結いたします。

これより議案第2号及び議案第5号の以上2件を採決いたします。

お諮りいたします。

議案2件につきまして、各委員長報告のとおり決定することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案2件は委員長報告のとおり決定いたしました。

◇ 発委第1号 南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（井坪 隆君） 次に、本日追加された委員会提出議案の審議に入ります。

まず、発委第1号、「南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

朗読を省略し、提案者より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、山崎昌伸君。

○議会運営委員長（山崎昌伸君） それでは、委員会提出議案について御説明をいたします。

発委第1号、南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例の制定については、議会運営委員会提出議案でございます。

これまで個人情報の取扱いは国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条令等により、団体ごとに規定されてきました。令和3年の個人情報保護法の改正により、個人情報保護に関する3つの法と各地方公共団体の個人情報保護条例が新たな個人情報保護法として統合され、令和5年4月に施行されることになりました。新法では、議会が対象外となるため、広域連合議会の保有する個人情報の適正な取り扱いについて必要な事項を定めるため提案するものでございます。議案の詳細につきましては、この後、事務局から説明がございしますが、議員各位におかれましては提案趣旨を御理解いただき御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（井坪 隆君） 続いて、事務局の説明を求めます。

伊藤書記長。

○書記長（伊藤 寿君） 発委第1号の補足説明資料を御覧ください。

南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例案の概要でございます。

1の条例制定の概要でございますが、ただいま委員長が申し上げましたとおり、令和5年4月からは新個人情報保護法の規律が全国共通ルールとして地方公共団体に適用されることとなります。一方で、地方公共団体の議会につきましては、国会や裁判所が新個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、地方公共団体の機関から除外され、新個人情報保護法の適用対象外となったため、南信州広域連合議会の保有する個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な事項を定める条例を新たに制定するものでございます。

見直しの全体像等は記載のとおりでございます。

2ページを御覧ください。

中段の南信州広域連合の個人情報保護制度につきましては、本年3月までは議会も含

め南信州広域連合が準用する飯田市個人情報保護条例の規定が適用されてきましたが、4月からは広域連合の実施機関については新たに準用することとした飯田市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定が、議会については今般新たに制定する南信州広域連合議会個人情報の保護に関する条例の規定が適用されることとなります。

2の条例制定の基本的な考え方でございますが、1つ目としまして、個人情報の取扱いや開示請求の手續等については新個人情報保護法と整合を図ること。2つ目としまして、準用条例である飯田市個人情報の保護に関する法律施行条例において規定する内容との整合を図ることとしております。

3ページに参りまして、新たに制定する条例が規定する内容につきまして、条例案と新個人情報保護法との整合をお示ししたものでございます。

3の条例案の概要でございますが、第1章第1条として、この条例は南信州広域連合議会における個人情報の取扱いについての基本的事項を定めることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益の保護を目的とすることを規定しております。

第2条定義、第3条議会の責務、第2章個人情報等の取扱い及び第3章個人情報ファイルについては、新個人情報保護法の規定にのっとり規定しております。

第4章開示、訂正及び利用停止については、新個人情報保護法の規定にのっとり規定しておりますが、第1節の開示請求の手数料については、法施行条例では徴収しないこととし、開示する文書の写し及び送付に要する実費を徴収することとされていることから、条例案におきましても同様に規定し、第4節の審査請求があったときの審査会への諮問につきましては広域連合が飯田市情報公開条例第21条の規定を準用して設置する南信州広域連合情報公開審査会へ諮問する旨を規定しております。また、第5節、雑則については、新個人情報保護法の規定に沿って規定しておりますが、審査会への諮問については審査請求と同様に南信州広域連合情報公開審査会へ諮問する旨を規定しております。第6章、罰則については、新個人情報保護法の規定にのっとり、事務局の職員、委託業者の業務の従事者または偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者等の罰則について規定しております。なお、条例案の詳細につきましては、発委第1号のとおりでございますが、基本的には全国市議会議長会から示されました個人情報保護に関する条例案を参考として検討して作成したものでございます。附則は施行期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（井坪 隆君） 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案1件につきましては、南信州広域連合議会会議規則第13条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案1件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ討論を終結いたします。

これより発委第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） 御異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◇ 発委第2号 天竜川流域の総合的な治水対策に向け最大支流三峰川の治水事業促進を求める意見書の提出について

○議長（井坪 隆君） 次に、発委第2号、「天竜川流域の総合的な治水対策に向け最大支流三峰川の治水事業促進を求める意見書の提出について」を議題といたします。

意見書案について、事務局から朗読いたさせます。

伊藤書記長。

○事務局（伊藤 寿君） 発委第2号の2ページを御覧ください。

天竜川流域の総合的な治水対策に向け、最大支流三峰川の治水事業促進を求める意見書案でございます。昭和36年6月、伊那谷は未曾有の水害に襲われ、この災害は現在でも三六災害として語り継がれ、地域の防災対策の起点となっています。天竜川は暴れ

天竜の異名を持ち、三六災害以降も幾多の災害を引き起こしてきました。特に天竜川最大の支流である三峰川は、天竜川を治めるには三峰川を治めよと言われ、この治水対策が天竜川流域全体にとって大きな課題となっています。

三峰川総合開発事業による美和ダム再開発は、令和3年のストックヤード施設完成により施設整備が完成しましたが、近年は気候変動等により観測史上最大となるような豪雨や大型化する台風など新たな脅威への早急な対策が強く求められています。天竜川水系河川整備計画では、三峰川上流部に計画された戸草ダムについて今後の社会経済情勢等の変化に合わせ、建設実施時期を検討するという方針が示されています。

南信州最大の治水事業である川路、龍江、竜丘地区治水対策事業は、戸草ダムの建設を前提に堤防高が決定されているとお聞きしております。激甚化する自然災害から人命や財産を守るためには、美和ダム再開発事業をさらに推進し、戸草ダム建設の再開を含めた河川整備メニューの見直しを行い、天竜川流域の総合的な治水対策を推進することが不可欠であると考えます。

つきましては、下記事項について早期の実施を強く要請いたします。

1、天竜川水系河川整備基本方針の改定及び改定に伴う河川整備計画の変更において、天竜川流域の総合的な治水対策につながるよう戸草ダム建設の再開を含めた河川整備メニューの見直しを早期に行うこと。

2、戸草ダム建設再開に当たっては、2050年カーボンニュートラルの政府目標実現に向けて水力発電などの利水についても検討すること。

3、河道整備及び既設ダムの洪水調整機能強化等の治水対策を推進すること。

4、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の達成に向けて物価や人件費の高騰に必要な予算を確保し、5か年加速化対策以降も継続的、安定的に予算を確保すること。

5、流域治水の推進、地方自治体支援も含めた災害対応を迅速かつ的確に実施するため、地方整備局や事務所、出張所の体制機能を確保し、さらなる充実強化を図ること。

提出先は御覧のとおりでございます。

以上です。

○議長（井坪 隆君） 続いて、提案者より提案理由の説明を求めます。

総務産業委員会委員長、竹村圭史君。

○総務産業委員会委員長（竹村圭史君） それでは、発委第2号、天竜川流域の総合的な治水対策に向け最大支流三峰川の治水事業促進を求める意見書の提出についての提案理由を

説明いたします。

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風など全国各地で豪雨などによる水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。当地域においても過去に昭和36年の三六災害での天竜川や支流の氾濫、山間部などの土砂崩れなどは決して忘れることのできない記憶であります。

国では、社会整備審議会からの気候変動を踏まえた水害対策の在り方についての答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発、激甚化する水害、土砂災害などに対し流域治水の考え方に基づいて堤防整備、ダム建設などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水害対策を推進するとしています。

天竜川の総合的な治水対策の一環として、その支流である三峰川については三峰川総合開発事業促進期成同盟会が昭和60年に組織され、治水事業の促進に取り組まれてきましたが今年に入ってから当地域の議会も流域の1市8町村の議長がそのメンバーとして参画し、このほど国や長野県知事に対して要望活動を行ったところであります。

昨年3月の天竜川水系流域委員会の提言によれば、国が2009年に策定した天竜川水系河川整備計画について、気候変動による降雨量の増加を考慮した目標流量への見直しと、目標流量に応じた河川整備メニューの見直しを求めているところであります。

当地域における天竜川の治水対策では、先ほど述べた流域治水の考え方に鑑みれば、当地域のみでなく、さらに上流の治水対策も合わせて考えていかなければならないものであります。飯田市の流域で行われた天竜川の治水対策事業は、計画されていた三峰川上流部の戸草ダムの整備を前提とした設計であります。令和元年には、三峰川にある美和ダムが台風19号により流入量と同量放流する緊急放流を行うに至り、また、令和2年の大雨では下流の堤防が増水で全長200メートルにわたり崩落したことは記憶に新しいところであります。

これらを踏まえ、天竜川流域の総合的な治水対策に向け、その最大の支流である三峰川の治水事業促進を国に求めたいものであります。南信州広域連合議会の議員の皆様におかれましては、ぜひとも趣旨を御理解いただき、意見書の提出について御賛同をいただけるようお願い申し上げます。

○議長（井坪 隆君） 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案1件につきましては、南信州広域連合議会会議規則第13条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井坪 隆君) 御異議なしと認めます。

よって、議案1件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論はございませんか。

古川 仁君。

○25番(古川 仁君) 25番、飯田市議会議員の古川でございます。

先ほど、提出されました天竜川流域の総合的な治水対策に向け、最大支流三峰川の治水事業促進を求める意見書の提出についてですが、反対の立場で討論をいたします。

諏訪湖を源流とする天竜川は、幾度となく氾濫や洪水を引き起こし暴れ天竜と呼ばれているのは先ほど御説明がございました。近年では、地球温暖化の影響で異常気象の中、局地的な豪雨など不安が絶えません。このときに天竜川流域の総合的な治水事業対策の促進は待ったなしの課題であり、私も大変重要なことと考えます。ただ、1点、意見書案の戸草ダム建設の再開であります。

皆さんも御承知のとおり、戸草ダム計画は2012年、国が計画の廃止をしております。また、2021年4月、国は流域治水関連法で治水対策の法律を改正しております。ダムに頼る治水から流域治水へと方針を転換しております。既に国土交通省は、天竜川上流河川事務所において、天竜川上流流域治水協議会を発足し、天竜川上流流域治水プロジェクトを進めておるところであります。

意見書には総合的な治水対策につながる戸草ダム建設の再開とありますが、これは私の勉強不足かと思いますが、私はそうは思いません。地質に詳しい方にもお聞きしました。南アルプスは地質が大変脆弱であり、中央構造線をはじめ幾つもの断層を貫流する河川は豪雨のたびにおびただしい土砂を流出し、ダムの命ともいえる貯水池に堆砂します。これがかえって危険だと。この堆砂に半永久的に苦しめられることとなるダム建設はいかなるものかとのことでした。

ダム完成まで20年以上かかるとも言います。事業費も高く、その間、起き得るであろう豪雨災害への緊急的な対策に大幅に遅れることと考えます。今、行うべきは戸草ダムの再建ではなく、災害に対して緊急かつ即効的な対策である堤防の整備、強化、河川

整備と掘削、河川内の樹木の伐採など、下流域にも手厚い流域治水事業の拡充と私は考えます。

以上の点からこの意見書案に反対の立場での討論といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（井坪 隆君） ほかに討論はございませんか。

後藤和彦君。

○8番（後藤和彦君） 8番、後藤。

私は賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

まずは、今、御存じですかね、天竜川が、雨が降れば白濁で濁ってしまう。小渋川水系、それから今言われた三峰川水系、これはなぜ起きるか。山が、アルプスが崩れて起きるのは、今、現状なんです。現在は、飯田・下伊那管内では鮎が育ちません、白濁で。コケもつきません。そんな状況の中で戸草ダムを上流部へ造ってはいけないという意見もありますけども、まずは山の崩れを止める。今、船形沢ではもう10年、20年前ですかね、10年前ですかね、井戸を掘って地滑り対策をしております。それを進めるようにしていかないと、いつまでたっても天竜川は白濁のままです。これでリニアが開通をし、観光で行く飯田・下伊那地域にとって白濁がどれだけ大変なものか。そこは皆さん認識をして今後の10年、20年後、30年後、孫子の世代まで考えていただきたいと思います。

人が自然に手をかければ、全て生涯手をかけないとできないと思います。そんな点を考えながら戸草ダムに清水バイパスとか選択取水とかいろいろな方法が、工事があります。そんなことを願いながら戸草ダム建設、三峰川水系の治山について小渋ダムも入るといいんですが、今は三峰川だけの話でございますので、そんな点を踏まえて将来にわたって環境を保全する今現在、一番やらなきゃいかんことは世論を上げて天竜川の白濁をいかに解消するかということを住民の皆さんに徹底をし、このいい機会でありますので、議論をしていただけるような状況になっていくのがいいのかなと思います。そんな点を踏まえながら私は意見書を提出するに賛成をいたします。

以上です。

○議長（井坪 隆君） ほかに討論はございませんか。

清水 勇君。

○30番（清水 勇君） 私も賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの反対討論の意見を聞いておりました。反対というか賛成というか半々ではあ

ったんじゃないかなというふうに聞いておりました。なぜかという、天竜川水系の災害対策は必要だということをはっきりおっしゃりました。また、南アルプスは土砂が多く、ダムを造ったときに堆砂が早く進んで崩れやすいというような発言もありました。また、最終的には災害は堤防また河川整備というような形で避けるべきというような発言もありました。

しかし、今回の三峰川水系におきましては、三峰川は南アルプスの山岳地帯であり面積が広大です。三六災以後に砂防ダムを造ってあるんですがほとんど満杯で、雨が降るとそのまま美和ダムに入り、そしてバイパストンネルも造りましたが、その濁流は全て天竜川へたまたまらずに入っていきます。そういう関係で先ほど後藤議員が発言されました天竜川の白濁の問題。そして三十六災以後に防災、砂防ダムがいっぱいになっているということでそれもそのまま流れ込むというような形になっておるのが現状です。そこで美和ダムの今後の長期運用と、またそれに対して美和ダムだけでは調整できない洪水の雨量を戸草ダムを造ることによって天竜川へ流れる流量を調整して災害を防いでいくというような形が重要なことなんです。

私も県道1号線の天竜川のそばにおきまして、三十六災害のときは県道から約1メートル30ぐらいの石垣の上にあったんですが、約50センチほど天竜川が三十六のときにはつきました。ここで58年、60年のときは、県道1号線、もう30センチぐらいで水没するぐらいまでつきました。それも美和ダム、小渋ダムだけでは済む流量が賄えなかった。そういうことも含めて上流で、今、天竜川は皆さん分かっているとおりそれぞれ木をこいだり、堆砂物を取っております。それだけではなくて、その元である三峰川の戸草ダムというのは非常に重要なことで、あるということにこの場で皆さんにお伝えしながら今回の戸草ダムについては非常に天竜川水系における人間にとっては重要なダムであるということを確認していただいて、ぜひこの国に対する意見書案については5件を含めて強く要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（井坪 隆君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井坪 隆君） なければ討論を終結いたします。

これより、発委第2号を採決いたします。

反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（井坪 隆君） 御着席ください。

起立多数と認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（井坪 隆君） 以上をもちまして、全ての日程を終了いたしました。

ここで広域連合長から発言の申出がありますので、これを認めます。

佐藤広域連合長。

○広域連合長（佐藤 健君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る、2月14日の開会日から本日までの15日間、提案いたしました諸案件につきまして慎重に御審議をいただき、それぞれ御決定を賜りましたことに対し厚くお礼申し上げます。

審議の過程で御指摘のありました点などにつきましては、執行に当たりまして十分配慮してまいります。

開会日にも申し上げましたように、今年5月には新型コロナウイルスの感染症法の位置づけが第2類相当から第5類に移行される、このような方針が政府から示されております。広域連合といたしましてもコロナの収束状況を見極めながら、地域の医療機関、福祉施設などの負担も考慮し、引き続き感染防止対策に努めながら、本日お認めいただいた令和5年度の各予算にのっとり広域連合としての事業を進めてまいります。引き続き、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

以上申し上げまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（井坪 隆君） これをもちまして、令和5年南信州広域連合議会第1回定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前 11時15分

議 員・事務局・説明員出席表

I、議員出席表

議席番号	氏名	2月28日	議席番号	氏名	2月28日
1	河本明代	○	18	小平一博	○
2	片桐忠彦	○	19	米山郁子	○
3	平澤恒雄	○	20	大蔵洋	○
4	中森高茂	○	21	中平文夫	○
5	後藤章人	○	22	清水優一郎	○
6	中島正夫	○	23	福澤克憲	○
7	熊谷美沙子	○	24	竹村圭史	○
8	後藤和彦	○	25	古川仁	○
9	福沢敏	○	26	木下徳康	○
10	坂巻秀高	○	27	山崎昌伸	○
11	宮澤茂樹	○	28	熊谷泰人	○
12	吉田哲也	○	29	新井信一郎	○
13	佐々木幸仁	○	30	清水勇	○
14	栗生勝由	○	31	永井一英	○
15	伊藤公市	○	32	井坪隆	○
16	三浦喜久夫	○	33	原和世	○
17	岩口友雄	○			

II、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

No.	役職名	市町村名	氏名
1	広域連合長	飯田市	佐藤 健
2	副広域連合長	豊丘村	下平 喜隆
3	松川町副町長	松川町	岡田 憲輔
4	高森町長	高森町	壬生 照玄
5	阿南町長	阿南町	勝野 一成
6	阿智村長	阿智村	熊谷 秀樹
7	平谷村長	平谷村	西川 清海
8	根羽村長（総務産業専門部会長）	根羽村	大久保 憲一
9	下條村長	下條村	金田 憲治
10	売木村長（消防環境専門部会長）	売木村	清水 秀樹
11	天龍村長	天龍村	永嶺 誠一
12	泰阜村長	泰阜村	横前 明
13	喬木村長（医療福祉専門部会長）	喬木村	市瀬 直史
14	大鹿村長	大鹿村	熊谷 英俊
15	副管理者	飯田市	高田 修
16	事務局長	南信州広域連合	吉川 昌彦
17	事務局次長兼総務課長	南信州広域連合	小椋 貴彦
18	地域医療福祉連携課長	南信州広域連合	伊藤 久子
19	飯田環境センター事務長	南信州広域連合	飯田 修
20	消防長	広域消防	有賀 達広
21	消防次長兼総務課長	広域消防	北澤 俊彦
22	消防次長兼警防課長	広域消防	下平 岳秀
23	警防課専門幹	広域消防	新井 悟
24	予防課長	広域消防	吉田 敏二

Ⅲ、本会議に職務のため出席した者

No.	役 職 名	市町村名	氏 名
1	書記長（事務局）	南信州広域連合	伊 藤 寿
2	事務局総務課広域振興係長	南信州広域連合	野 牧 和 将
3	事務局総務課庶務係	南信州広域連合	松 澤 寿 和
4	事務局主幹	南信州広域連合	原 勝 美
5	事務局専門主査	南信州広域連合	平 沢 正 邦
6	町村会事務局長	町村会	岡 庭 潤

以上、会議の内容に相違なきことを認め、地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員
